

2023年5月8日

2023年度 LEC税理士講座
所得税法受講生の皆様へ

LEC東京リーガルマインド
税理士事業本部

問題集4 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡差し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

■問題集4 <HU23457>

頁	訂正箇所	訂正方法
93	解答解説3 みなし配当と株式等の譲渡②	<u>本ご案内の2枚目以降の内容へ訂正いただきますよう</u> <u>お願い申し上げます。</u> ※訂正部分に下線を引いております。

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570-064-464

(月～金9:30～20:00／土・祝10:00～19:00／日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。

【解答解説2】みなし配当と株式等の譲渡①

I 各種所得の金額

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
配当所得	100,000	$(1,000 \times 8,000 \text{株} + 100,000) - \frac{80,000,000}{100,000 \text{株}} \times 10,000 \text{株}$ = 100,000
譲渡所得 (一般株式等)	3,000,000	譲渡損益 (一般) A株 $(1,000 \times 8,000 \text{株} + 100,000 - 100,000) - 500 \times 10,000 \text{株} =$ 3,000,000

《合併により取得した株式の取得価額》

(単位：円)

$$1,000 \times 8,000 \text{株} = 8,000,000$$

【解答解説3】みなし配当と株式等の譲渡②

I 各種所得の金額

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
配当所得	640,000	$1,000,000 - (120 \times 0.3) \times 10,000 \text{株} = 640,000$
譲渡所得 (一般株式等)	60,000	譲渡損益 (一般) A株 $(1,000,000 - 640,000) - (100 \times 0.3) \times 10,000 \text{株} = 60,000$

※参考

資本の払戻しとは、発行している株数（株主から見たら持っている株数）はそのままで、会社の資本の一部を株主へ払い戻す取引である。

よって、払戻し割合（本問では0.3）は純資産減少割合として計算を行う。また、1株あたりの資本金等の額を超えて払戻した金額は税務上はみなし配当として課税対象となる。